

第5期 ふじのくに文化振興基本計画(案)
〔静岡県文化振興基本計画 (案)〕

計画期間：令和4年度～7年度

静 岡 県

第5期ふじのくに文化振興基本計画 (静岡県文化振興基本計画)

目 次

第1章 文化振興基本計画とは	1
1 計画の概要	
2 対象とする文化芸術の範囲	
3 文化芸術の価値と意義	
第2章 文化を取り巻く状況	3
1 社会情勢の変化、国の政策の動向	
2 静岡県の現状と課題	
第3章 文化振興の基本目標	11
1 第5期計画の基本目標	
2 基本目標の考え方	
3 県として推進すべき政策の方向性	
4 静岡県の目指す姿	
○ 第5期計画の施策体系図	16
第4章 施策展開	18
1 重点施策	
2 施策展開の中核となる文化振興の方針的取組	
重点施策 1 世界に輝くしづおかの文化芸術の振興	
重点施策 2 社会の多様な担い手による創造的な活動の推進	
重点施策 3 文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進	
重点施策 4 文化芸術を振興する仕組みの充実	
重点施策 5 持続可能な文化活動の推進	
3 「ふじのくに芸術回廊」の文化ゾーンの構築	
第5章 計画の推進と進行管理等	56
1 計画の推進	
2 計画の進行管理	
資料編	61
県文化施設・機関の役割	
計画策定までの経緯	
静岡県文化政策審議会委員名簿	
静岡県文化振興基本条例	

第1章 | 文化振興基本計画とは

1 計画の概要

(1) 計画の目的

「静岡県文化振興基本計画」(以下「計画」という。)は、「静岡県文化振興基本条例」(平成18年10月施行。以下「条例」という。)第6条に基づき策定するものです。

本県の文化振興の目標や進める施策を明らかにし、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、①個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現、②文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 計画の位置付け

この計画は、静岡県の新ビジョン(総合計画)の文化振興に関する分野別計画として、条例に基づき文化政策の具体的な取組を明らかにし、本県の文化振興の基本となる計画です。

また、この計画は、次の法令に規定する計画として位置付けられています。

- ・文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)第8条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」

令和4年度～ 次期計画(現在策定作業中)

静岡県の新ビジョン(総合計画)

- 富国有徳の美しい“ふじのくに”の
人づくり・富づくり
- 《2 安心して暮らせる医療・福祉の充実》
- 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- (1) 障害に対する理解と相互交流の促進
- 《10 “ふじのくに”的魅力の向上と発信》
- 2 文化・芸術の振興
- (1) 地域資源を活かした文化芸術の振興

「文化芸術基本法」

「障害者文化芸術推進法」

「静岡県文化振興基本条例」

分野別計画

根拠法令

(3) 計画の期間

令和4年度から令和7年度の4年間を計画期間とします。

2 対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法では、第8条から第13条に文化芸術の対象範囲を例示していますが、自然を生かしながら培い、地域で受け継がれてきた伝統食や伝統芸能、特色ある景観なども含め、「文化」という言葉は非常に広い範囲に及び、衣食住をはじめとする暮らし全般にわたります。

このため、本計画は、「文化」を限定的に捉えず、文化振興は幅広い分野にわたって全ての人に関わる政策であるとの考え方に基づいた計画とします。

3 文化芸術の価値と意義

国が平成30年に定めた「文化芸術推進基本計画」において、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤になるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有しているものとされています。

(文化芸術の本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるために糧となるもの。
- ・国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の起点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。

(文化芸術の社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術が発展し、情報化が進展する中にあって、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

本計画においても、文化芸術が有するこうした様々な価値を十分に認識し、施策を通じてその効果を高めていきます。また、地域で受け継がれてきた文化芸術について、地域住民の理解を深め、確実な保存、継承と発展に努めていきます。

第2章 | 文化を取り巻く状況

1 社会情勢の変化、国の政策の動向

第4期計画期間の平成30年度から令和3年度までの4年間は、高齢化・少子化の進行などに加え、新型コロナウイルス感染症の発生により、社会情勢が大きく変化し、文化振興にも大きな影響が生じた期間でした。また、社会情勢の変化を受けて、文化振興を取り巻く法制度の改正もあり、時代に合わせた文化振興の方針が求められています。

(1) 人口減少と少子化、高齢化の進行

本県では、平成19年12月の379万7千人をピークに人口減少局面を迎え、令和3年9月の推計人口は361万人まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が発表した「日本の地域別将来推計人口」によれば、令和22年（2040年）の本県の総人口は309万4千人になるとされています。

また、人口構造の変化も進み、平成27年国勢調査による本県の人口構成と社人研の令和22年将来推計人口構成を比較すると、年少人口の割合は13.0%から10.9%に減ることが見込まれています。

高齢化が進むことにより、劇場等での鑑賞者数の減少や、地域の伝統文化や技術の断絶のほか、社会に積み上げられてきた生活文化の継承が困難になるなど、大きな影響が予測されるため、文化を継承していく次世代を担う人材の育成が急務です。

また、若年人口が減少していく中で、家庭や学校などあらゆる場面で、文化を子どもたちに伝え、体験させることが重要となります。その中から、将来の演者や鑑賞者など文化の担い手を育てなければ、文化の衰退につながります。

県として将来、少子化の影響を極力抑えて、文化を享受し、創造できる若者を育んでいく必要があります。

(2) 情報技術の高度化（デジタル社会の進展）

情報通信技術の発展に伴い、文化芸術の楽しみ方が大きく変化してきた中で、コロナ禍によってさらに電子情報の活用が加速しました。コンサートや演劇等の有料での動画配信や、美術館や博物館の収蔵品をデジタル画像で楽しむなど、代替的な取組が進みました。

文化を発信するアーティスト側にとっても、電子情報の活用を意識することは避けられない状況にあります。文化芸術における電子情報技術の活用の進展は、文化を提供する側、享受する側双方にとって、注目されるべき動向となっています。

(3) ローカル化、グローバル化

コロナ禍は、テレワークの広がり、副業の浸透といった就業形態の多様化などにより、

都市部に住む人の地方移住や二拠点生活（デュアルライフ）が広がるなど、人々の暮らし方にも変化をもたらしました。首都圏等からの興行に頼っていた文化イベントも減少が予想され、本県が文化で人を引きつけるためには、本県ならではの文化の魅力を発信するとともに、本県内でアーティストが育ち、活躍できるための地産地消的なアプローチが必要です。

また、県内各地域の住民がその地域の文化の価値を理解し、地域内で文化を広めることで、より豊かな文化が形成され、文化の価値が高まっていきます。

静岡県文化プログラムの展開で培ってきた地域の文化資源や文化芸術を活用し、地域を一層活性化させていくことが必要です。

グローバル化については、コロナ禍によって海外との人的・物的交流が大きく停滞したもの、情報通信や交通の技術革新が進む中で、潮流として定着したと考えられます。

今後、ポストコロナ時代、また、令和7年（2025年）日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を見越した外国人居住者や来県者の増加に伴い、世界の人が本県の文化資源に触れることで、新たな魅力が発見されたり、磨きがかかることも期待されます。

再びグローバルに本県文化の魅力を発信し、世界とつながっていくことができるよう、本県の文化とグローバル化を一体にとらえて考えていくことが必要です。

（4）SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

平成27年9月の国連の持続可能な開発サミットにおいて、令和12年（2030年）までの開発目標として、「包括的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する」等の17のゴールと、それに関連する169のターゲットが定めされました。SDGsは、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会の一人ひとりに至るまで、達成に向けて全ての人の行動が求められています。

本計画の上位計画である静岡県の新ビジョン（総合計画）は、SDGsと方向性を同じくするものであり、計画の推進がSDGsの達成につながると考えられています。そのため、分野別計画である本計画においても、SDGsの達成に向けた施策の展開を意識していく必要があります。

● 本計画に関連するSDGsのターゲットと関連する施策

ゴール	主要関連施策
4. すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 重点施策3 (人材育成)
8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 重点施策5 (観光地域づくり、資金調達)
10. 国内及び各国家間の不平等を是正する	 重点施策2 (障害者芸術)、重点施策4 (施設運営)
11. 包括的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 重点施策1 (世界遺産)
14. 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	 重点施策1 (景観の保全と形成)
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 重点施策1 (景観の保全と形成)

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による危機

令和2年に世界中に広まった新型コロナウイルス感染症は、現代社会に対して、政治経済、医療から人々の暮らしに至るまで、あらゆる分野において多くの課題を突きつけました。

文化芸術分野においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で文化イベントは自粛を余儀なくされ、その多くが中止・縮小・延期となり、アーティストの発表機会が奪われるとともに、イベント等に従事する人たちの仕事が失われました。本県ではこの危機に即座に対応し、「ふじのくに#エールアートプロジェクト」(後述)により、文化芸術活動の機会が失われたアーティスト等の活動再開や感染防止を施した活動に対する支援を行ってきました。

文化芸術にとって多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症ですが、その一方で、イベントの中止などを通じて、「人々にとって文化芸術が心の豊かさを生み出してくれるものである」との認識にもつながりました。

今回の状況を教訓として、新型コロナウイルス感染症に限らず、今後様々な災害や危機的ないかなる状況にあっても県民が文化芸術の鑑賞・創造活動を維持できるような仕組みづくりが必要です。

(6) 国の政策の動向

第4期計画期間中には、文化を取り巻く情勢に対応して、文化に関する法令の多くが改正されました。法改正の趣旨を踏まえて、本県の新たな計画を策定する必要があります。

○ 文化芸術推進基本計画の策定（平成30年）

平成29年に文化芸術振興基本法が一部改正され、法律の名称が文化芸術基本法に改められるとともに、平成30年3月には文化芸術基本法第7条に基づいて文化芸術推進基本計画が策定されました。本県の第5期計画の策定にあたっては、国の計画の理念や目指すべき姿を踏まえることとします。

○ 障害者文化芸術推進法の制定、障害者文化芸術活動推進基本計画の策定

（平成30年、平成31年）

平成30年6月に、障害者文化芸術推進法が制定され、平成31年3月には、同法第7条に基づく障害者文化芸術活動推進基本計画が策定されました。

同法は、障害のある人による文化芸術活動を通じて障害のある人の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

○ 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定（令和2年）

令和2年に制定された文化観光推進法は、文化振興を観光振興と地域活性化につなげ、その経済効果が文化振興に再投資される好循環を創出することを目的としています。

拠点となる文化施設と地域の観光事業者等が相互に連携して、個々の魅力を地域全体の文化観光の魅力へと引き上げ、総合的に発信することで観光誘客を達成し、地域全体の振興につなげていくことが求められます。

○ 文化財保護法の改正（平成30年、令和3年）

過疎化・少子高齢化による貴重な文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財保護法は、平成30年に14年ぶりに改正され、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等について定められました。

また、令和3年の改正では、無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度が新設され、さらに、国だけでなく、地方公共団体も文化財の登録制度を設けることができるようになりました。

○ 食文化の振興推進

平成29年の文化芸術基本法の改正時に、国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記され、令和2年に文化庁食文化担当参事官の設置、文化審議会文化政策部会への食文化ワーキンググループの設置など、食文化振興の推進に取り組んでいま

す。

また、令和3年の文化財保護法改正で無形文化財の登録制度が新設され、登録制度の活用等により、食文化が未来に継承されるべき伝統文化の一つとして継承されていくことが期待されます。

2 静岡県の現状と課題

第4期計画においては、感性豊かな地域社会の形成に向けて、「文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます」との基本目標を掲げて施策展開を行いました。

● 第4期計画期間中の主な成果

県が推進する政策	環境や仕組みの整備	その他主要実績
豊かな感性を育む文化振興	<ul style="list-style-type: none">・子どもを対象とした事業の確立（ふじのくに子ども芸術大学、子どもが文化と出会う機会創出事業等）・文化振興と障害者文化芸術振興の一体的推進	<ul style="list-style-type: none">・県文化施設における鑑賞・体験機会の提供の充実・障害者芸術の拡充（まちじゅうアート、障害者芸術祭等）
新たな価値を生み出す文化振興	<ul style="list-style-type: none">・「演劇の都」構想の策定・文化財保存活用大綱の策定・交響楽団への支援制度制定	<ul style="list-style-type: none">・S P A C の世界的な活躍・ふじのくに芸術祭の継続・静岡県文化プログラムの展開・ふじのくに#エールアートプロジェクトの実施
人・社会・世代をつなぐ体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・静岡県文化プログラムからアーツカウンシルしずおかへの継承・静岡県文化財保存活用サポートセンターの設置	<ul style="list-style-type: none">・静岡県文化プログラム（地域密着プログラム）の展開・地域支援制度の確立

【静岡県文化プログラムの展開とアーツカウンシルしずおかの設置】

静岡県文化プログラムは、新型コロナウイルス感染症による事業の中止や延期もありましたが、平成30年度からの4年間で着実に実績を積み重ね、本県ならではの文化資源を活用した「県域プログラム」の実施や、文化芸術を活用した地域課題への対応につながる取組を推進する「地域密着プログラム」による団体支援を行ってきました。

令和3年1月には、この静岡県文化プログラムで培った仕組みや人材を生かし、社会の様々な分野と文化芸術を結び付け、社会課題の解決や地域活性化を目指す活動を支援する「アーツカウンシルしづおか」を(公財)静岡県文化財団（以下「県文化財団」という。）内に設置しました。

【S P A Cの世界的活躍と「演劇の都」構想の策定】

静岡県舞台芸術センターS P A C（以下、「S P A C」という。）は、平成30年のパリで開催された「ジャポニズム2018」や、令和元年にニューヨークで開催された日本博「Japan2019」で公演するなど、近年の海外公演を通じて世界的に知名度を増しています。

また、県内での毎年200回前後の公演の開催、中高生鑑賞事業やワークショップの実施などの人材育成に積極的に取り組んでおり、県では、S P A Cを中心とした「演劇の都」静岡としての発信に取り組むため、令和3年に「演劇の都」構想を策定し、構想の実現に向けた取組を進めています。

【子どもを対象とした事業の確立】

第4期計画において重点施策としていた「子どもが文化と出会う機会の充実」については、従前から継続実施している「ふじのくに子ども芸術大学」に加え、県全域を対象とした県内のプロオーケストラやS P A Cによる学校訪問プログラムを通じて、将来本県を担う子どもたちの豊かな感性を育む「子どもが文化と出会う機会創出事業」を平成31年に立ち上げるなど、子どもを対象とした事業を確立しました。また、県文化施設では、各施設の特色を生かした多彩な子ども向け体験型の事業を実施しました。

【静岡県文化財保存活用大綱の策定と具現化に向けた取組】

文化財保護法の平成30年改正に基づき、本県における文化財の総合的な保存と活用の方向性を示す「静岡県文化財保存活用大綱」を令和2年に策定するとともに、同年「静岡県文化財保存活用サポートセンター」を設置し、文化財を支える人材の育成や文化財の活用促進を行うなど、大綱の具現化の取組を進めています。

【文化振興と障害者文化芸術振興の一体的推進】

障害者文化芸術については、誰もが活躍できる社会の実現に向け、令和2年に障害者文化芸術振興の所管を障害者福祉担当部局から文化担当部局に移管し、文化芸術施策と障害者文化芸術施策を一体的に展開しています。

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大によって文化芸術を取り巻く情勢は一変しました。

それまで、文化芸術に携わる人の多くを首都圏に依存してきたことで、緊急事態宣

言下における文化芸術イベントにアーティストが来静できないなどの事態が生じました。また、県境をまたぐ移動の自粛に伴い、県民が文化芸術を鑑賞する機会も限定的になりました。この危機を踏まえ、本県のみで鑑賞・活動が完結できる、いわば文化の地産地消に向けて、本県が持つ文化資源の活用や本県発の人材育成などが求められることとなりました。

本県では、こうした状況下でも県民が豊かな生活を送るために文化芸術が不可欠である、という考え方に基づいて、県民が安心して楽しめる文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、それを支える文化芸術関係者の活動再開を支援するため、「ふじのくに#エールアートプロジェクト」を立ち上げ、文化芸術に携わる人たちに向けた相談窓口を設置・運営するとともに、令和2年8月と令和3年2月の2回にわたって、アーティストによる「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動を支援しました。この支援からは、アーティストによる新しい表現方法が生まれるなど、未来につながる文化芸術活動が生み出されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化施設が休館に追い込まれた令和2年4月以降、手指消毒や検温、事前予約制の導入などの感染症対策に加えて、美術館や博物館の収蔵品等の一層の活用に向けたデジタルコンテンツの拡充などの取組を行いました。

● 文化振興における課題の整理

第4期（平成30年～令和3年度）における成果・動き

社会情勢の変化	文化政策の動向	本県の取組
○人口減少、少子・高齢化 文化の担い手や文化を支える人の育成	○文化芸術推進基本計画の策定(H30) 文化芸術の多様な価値の活用	○アーツカウンシルしづおかの設置 文化芸術の力を生かした活動を支援し、地域を元気にする組織の誕生
○情報技術の高度化 (デジタル社会の進展) 誰でも発信できる時代の到来、高度化した情報技術の文化振興への活用	○障害者文化芸術活動推進法の制定、基本計画の策定(H30, R1) 誰もが多様な選択肢を持ち得る社会の構築	○「演劇の都」構想の策定 S P A C を中核とした「演劇の都」づくりの推進
○ローカル化、グローバル化 静岡時代に向けた文化芸術の地産地消の取組、静岡文化の国内外への発信	○文化観光推進法の制定(R2) 拠点施設を中心とした文化観光の推進	○子どもを対象とした事業の確立 学校訪問プログラム、各文化施設の体験型事業等
○SDGsへの貢献 「誰一人取り残さない」包括性のある社会の実現への寄与	○文化財保護法の改正(H30, R3) 文化財の保護、継承の強化	○文化財保存活用大綱の制定 文化財を県民総がかりで守り、親しみながら未来へつなぐための基本方針
○新型コロナウイルス感染症 いかなる状況にあっても鑑賞・創造活動を継続できる仕組みづくり	○食文化の振興推進 日本が誇る食文化の振興推進	○新型コロナウイルス感染症への対応 「ふじのくに#エールアートプロジェクト」の実施

第5期（令和4～7年度）の文化振興における課題

- ・静岡県文化プログラムなどを通じた他分野との連携や、地域色ある文化財の連携促進など、本県の多彩な文化資源の活用を進めましたが、さらに、魅力ある文化資源を内外にアピールし、活用を進めていく必要があります。
- ・静岡県文化プログラムやふじのくに芸術祭の開催など、県民の文化活動機会を提供してきましたが、障害のある人の社会参加の促進や、高齢者の生きがい創出、外国人との交流や相互理解など、文化芸術が持つ力を多種多様な県民が享受し、創造できるよう、活動機会の拡充に努める必要があります。
- ・S P A C や文化施設の活用などによって子どもたちが文化に触れる機会の創出に努めてきましたが、少子化が進む中で、引き続き拡充に努めるとともに、教育機関と連携して、次代の文化の担い手や支えていく人材を育成していく必要があります。
- ・県文化財団と、財団内に設置したアーツカウンシルしづおか、S P A C など、県内の文化の核となる団体を中心として、県内の文化を担う実施主体間のネットワーク構築を進めていく必要があります。
- ・コロナ禍による対応を教訓として、今後、様々な社会的危機や災害などに対応し、永続的に文化活動や運営ができる持続可能な仕組みづくりが必要です。

第3章 | 文化振興の基本目標

第5期計画においては、第4期計画期間中の、文化振興の環境や仕組みづくりの成果をベースとして、社会情勢の変化や法改正の動向などに敏感に対応しつつ、第2章で整理した本県の課題を解決し、さらなる本県文化レベルの向上を図っていく必要があります。ここでは、そのための基本目標を設定するとともに、基本目標の達成につなげる県が推進すべき政策の方向性を提示します。

1 第5期計画の基本目標

多種多彩な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる 「ふじのくに芸術回廊」の実現

→子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指して→

2 基本目標の考え方

多種多彩な文化の花を咲かせ、それを皆が認め合い、県民全員が表現者となって文化芸術の創造や参画、鑑賞に親しむ姿に、どこに行っても巡り会える広い回廊のような静岡県を創ることをイメージし、“しづおか”が持つ豊かな文化的魅力を楽しみつつ、子どもから高齢者までが生涯、文化に親しめる地域社会の理想を目指します。

● 多種多彩な文化が花開き とは

「多種」で、性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず多様性を尊重し、各々の個性を大切にすることを意味し、「多彩」とすることで、様々な美しい文化が集まる様を表しています。第5期計画期間では、県民がそうした文化の「花」を各地域で咲かせ、楽しむ状態を理想とし、「多種多彩な文化が花開き」と表現します。

● 一人ひとりが表現者になる とは

第4期計画期間中の静岡県文化プログラムの展開により、地域と文化芸術が結びつく多くの事例が創り出されました。そこでは、アーティストはもちろん、地域で場を提供したり、協力して文化芸術活動に参画する者、鑑賞者であっても感想、評価や情報発信で関わる者など、それぞれに表現する姿が見られました。

さらに、こうしたイベントに限らず、地域の特色ある芸能、自然や動植物、伝

統、食文化等まで文化の概念を広げてしまえば、地域で日々暮らしていく中でも文化芸術に取り組み、楽しむことができます。

第5期計画では、このように“しづおか”の豊かな文化的魅力を自分なりの方法で主体的に楽しむ人々の全てを「表現者」と表し、県民の一人ひとりが文化芸術を自分事として捉え、様々な形で文化に親しめる社会を目指します。

● 「ふじのくに芸術回廊」の実現 とは

第2期計画から理想として掲げている「ふじのくに芸術回廊」の実現を、第5期計画においても引き続き基本目標として掲げます。

“しづおか”的持つ豊かな文化的魅力とは、多様な文化芸術が身近に楽しめ、富士山をはじめとする美しい自然景観や動植物に恵まれ、古来より名所・旧跡、歴史的建造物が多く、そこに民話や伝説、伝統芸能が継がれ、全国有数の食材の宝庫の下で食文化も発展するなど、文化の「場の力」を持つていています。それらが、各地域毎に特色を持って拡がり、本県は、まるで回廊を巡るかのように、次々に新たな感動や刺激に出会える地域であると言えます。

県では、このように風致に富んだ文化資源の価値を改めて認識し、地域に住む人々が誇りを持ち、その魅力を生かした地域づくりが、県内のあらゆる地域で活発になるよう効果的な施策を展開することにより、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化に出会うことができる「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指します。

● 子どもたちを感性豊かに育み とは

第5期計画では、社会総がかりで次世代の文化教育に力を注ぎます。未成年を「子どもたち」と総称し、地域社会の暮らしや教育の場において、文化芸術に触れる機会を拓げ、文化の楽しさを体感させることにより、子どもたちを感性豊かに育むことを理想とします。

● 生涯を通して文化に親しめる地域社会 とは

第5期計画では、子どもから高齢者までの多様な世代に文化芸術が行き渡り、県民一人ひとりが主体的に一生涯文化に親しめることを理想とします。様々な観点から文化振興施策を展開して、全ての県民が文化の表現者になれる地域社会を目指していきます。

3 県として推進すべき政策の方向性

平成30年に策定した第4期計画では、本県の豊かで多様な文化資源を生かし、人を育て、人々が文化活動を行う環境や仕組みを整える施策を通じて、文化に関わる人材が育ち、地域で活躍することで、誰に対しても開かれ、人々が自由に文

化を享受また創造し、互いの価値観や違いを認め合う社会の形成を「ふじのくに芸術回廊」の実現になぞらえ、概ね10年後の姿としました。

第5期計画においても基本目標として掲げる「ふじのくに芸術回廊」実現に向けて、第4期計画期間中の実績を踏まえ、県が推進すべき政策の方向性を次のとおり設定します。

(1) 第4期計画期間では、本県の持つ多彩な地域資源をベースとして、静岡県文化プログラムをはじめ、アーツカウンシルしづおかの設立、「演劇の都」構想の策定、S P A C の躍進、富士山静岡交響楽団の誕生など、新しい文化振興のコアとなる動きがありました。

こうした本県が持つ多彩で特徴的な文化資源を磨き上げ、国内外に誇れる静岡ブランドとして発信することにより、多くの県民が本県の文化芸術に誇りを持ち、地元で多様な文化芸術を楽しむとともに、国内外から鑑賞等のために人々が訪れるよう、施策を推進していきます。

(2) 第4期計画期間では、静岡県文化プログラムを中心に、県内各地域で文化活動が広まり、住民にとって文化が身近なものになり、文化芸術活動への関心が高まってきました。

これを踏まえ、高齢者、若者、障害のある人、外国人など県内各地域に住むあらゆる人々が文化を創造し発表する機会を創出、拡充していきます。また、地域の様々な社会的課題を対応（解決）して地域が活性化するよう、県民による文化芸術を活用した創造的な取組を促進していきます。

(3) 第4期計画期間では、県内で文化活動が広まることで、多くのアーティストが活躍する場も増え、また、少子化が進む中で子どもたちへの文化のアウトチーフの動きも進みました。

そこで、県民が多彩な文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、将来を担う子どもや若者に対し、体験を通じて多様な文化を身近に感じができる機会をさらに拡充します。また、教育行政と文化行政の連携を強め、文化への理解を深める取組を推進することにより、子どもたちの文化への志向と感性を養います。

さらに、アーティストの発掘や養成、文化芸術を支える人材の育成に取り組みます。

(4) 第4期計画期間では、静岡県文化プログラムを継承してアーツカウンシルしづおかが設立され、「演劇の都」構想や文化財保存活用大綱などの文化活動をつなぐ仕組みづくりが進みました。

今後はこうした仕組みを生かして、専門性と広域性を高めていくために、県、市町、県文化財団や県文化協会、県内公立文化施設等文化振興の実施主体の役

割を活性化し、それぞれの実施主体間の情報共有やネットワークを再構築し、文化振興のプラットフォームを確立します。

(5) 第4期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、文化の持続について大きな危機をもたらしました。

次々に変化する時代や、感染症や災害、人口減少など、想定しうる様々な危機に対応できる文化振興の仕組みを備えるとともに、地域活性化や観光振興など様々な課題に文化資源を活用していくことを通じて、持続可能な文化芸術活動を実現していきます。

第5期計画期間中に実施する施策は、上記の政策の方向性に沿ったものとしていくため、第4章「施策展開」において、重点施策及び県の具体的取組を提示します。

4 静岡県の目指す姿

静岡県文化振興基本条例

静岡県の豊かで多様な文化資源の活用・発展

(多様な文化活動とその担い手、名所・旧跡、歴史的建造物、民話や伝説、田遊びなどの伝統芸能、自然景観や動植物、食・特産品、文学作品等のゆかりの地など)



個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現

文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現

第4期計画（平成30年度～令和3年度）の基本目標

感性豊かな地域社会の形成〈ふじのくに芸術回廊の実現〉

～文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます～

《第4期計画期間の成果》

- ・県内各地における文化活動の活発化
- ・Webの活用等、文化芸術活動の多様化

- ・アーツカウンシルしづおかの設立
- ・子どもたちが文化に触れる機会の拡充

4年後（令和7年）に目指す姿

世界に誇れる静岡の文化や、文化活動団体の活動を通じた地域活性化により、関係人口が増えている状態

普段の生活の中に文化芸術が溶け込み、全ての県民の身近に文化芸術が存在している状態

将来を担う感性豊かな若者が育ち、文化活動の担い手や支える人が増えている状態



〈第5期計画（令和4～7年度）の基本目標〉

多種多彩な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる「ふじのくに芸術回廊」の実現
～子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指して～

第5期計画の施策体系図

【第5期計画の基本目標】

多種多彩な文化が花開き、
一人ひとりが表現者になる
「ふじのくに芸術回廊」の実現

～子どもたちを感性豊かに育み、
生涯を通して文化に親しめる
地域社会を目指して～

第4期の成果・実績

- アーツカウンシルしづおかの設置
- 「演劇の都」戦略の策定
- 子どもを対象とした事業の確立
- 文化財保存活用大綱の制定
- 新型コロナウイルス感染症への対応

文化を取り巻く状況の変化

- 人口減少、少子・高齢化
- デジタル社会の進展
- ローカル化、グローバル化
- SDGsへの貢献
- 新型コロナウイルス感染症
- 障害者文化芸術推進法の制定

重点施策名

【重点施策1】

世界に輝くしづおかの文化芸術の振興

【重点施策2】

社会の多様な担い手による創造的な活動の推進

【重点施策3】

文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進

【重点施策4】

文化芸術を振興する仕組みの充実

【重点施策5】

持続可能な文化活動の推進

重点施策の目的・ねらい

富士山をはじめとする本県の優れた文化資源の魅力を磨き、新しい価値を創造し、その価値を普及することにより、「本県に住むことに誇りを持てる文化環境を整えるとともに、その魅力を国内外に発信することにより、定住人口はもとより、関係人口・交流人口の拡大につなげていきます。

多様な人々が多様な価値を認め合う共生社会の実現に向けて多くの県民の文化芸術活動への参加を促し、文化芸術を活用した創造性ある活動を、社会や地域の様々な分野に広げていきます。

他者と共に感じ合うことができ、創造性に富んだ感性豊かな地域社会を形成するため、多種多様な文化を老若男女、国籍を問わず、生涯を通じて、また地域に関係なく誰もが、享受できる機会の充実を図るとともに、若者たちの感性や創造性を育む取組を進め、本県の次代の文化芸術を担う人材を育成します。

県内の文化活動がより一層活発化するよう、アーツカウンシルしづおかの設置を踏まえて、県内の各種文化施設や大学など、関係機関のネットワーク化や産業等の多分野との連携など、文化振興を効果的に推進できる体制や仕組みを構築します。

コロナ禍において明らかになった課題等を踏まえ、文化芸術が社会に果たしている役割を再認識し、様々な分野との連携を進めるとともに、活動・鑑賞方法の多様化などを一層促進し、あらゆる事態が生じても持続可能な文化活動のあり方を模索していきます。

核となる具体的取組

- ・ S P A Cによる「演劇の都」推進
- ・ 静岡国際オペラコンクールの開催
- ・ 伊豆文学賞の実施
- ・ 世界遺産富士山の文化的価値の発信
- ・ 食文化の振興と発信
- ・ 特色ある文化をつなぎ「文化ゾーン」の構築
- ・ 県立美術館40周年に向けた取組

- ・ ふじのくに芸術祭、障害者芸術祭の一体的開催
- ・ アーツカウンシルしづおかによる住民主体のアートプロジェクトの促進
- ・ 県文化施設等における体験型ワークショップ・参加型イベント等の充実
- ・ 顕彰等による県民の文化活動の促進

- ・ 「ふじのくに文化教育プログラム」の展開
(S P A Cアカデミー、ふじのくに子ども芸術大学など)
- ・ 多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供
(グランシップ、S P A C)
- ・ 県文化施設における鑑賞機会の提供
(県立美術館、地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センターなど)
- ・ 文化に関わる人材育成の促進

- ・ 県文化財団等文化団体の体制強化
- ・ 文化施設、関係団体の連携強化
- ・ 舞台芸術公園の演劇の拠点化の推進

- ・ 観光と結びつけた文化芸術の振興
- ・ 文化施設のデジタル化の推進
- ・ 文化活動の継続に向けた財源確保
- ・ 文化資源を災害等から守る体制の充実

第4章 施策展開

1 重点施策

本章では、第3章に記した「県として推進すべき政策の方向性」に基づき、基本目標の達成に向けて、本計画期間中に実施する5つの重点施策について、具体的な取組を記載します。

重点施策1 世界に輝くしづおかの文化芸術の振興

重点施策2 社会の多様な担い手による創造的な活動の推進

重点施策3 文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進

重点施策4 文化芸術を振興する仕組みの充実

重点施策5 持続可能な文化活動の推進

本章では、5つの重点施策について、それぞれ次の記述を行います。

▲ 重点施策の目的

それぞれの重点施策の目的、ねらいについて記載します。

■ 現状と課題

それぞれの重点施策にまつわる現状や課題について記載します。

◆ 重点施策を進める上での考え方

それぞれの重点施策を実施するにあたって踏まえておくべき視点や考え方、目標などについて記載します。

● 県の具体的取組

それぞれの重点施策に基づいて実施する、具体的な取組を記載します。

★ 評価指標

それぞれの重点施策に設ける活動指標、成果指標に加え、施策が地域社会に及ぼす効果を記載します。

2 施策展開の中核となる文化振興の方針的取組

本計画では、第4期計画の基本目標に基づき整備した「文化活動を行う環境や仕組み」をさらに充実する方向で、重点施策を展開していきます。

そこで、重点施策とその具体的取組を示すに先立ち、本計画の施策展開の中核となる3つの文化振興の方針的取組の理念を説明します。

【アーツカウンシルしづおかの先進的な取組】

アーツカウンシルとは、高い専門性を持つスタッフが、文化芸術の振興を目的に、各種文化芸術事業への助成を中心とした支援を行う独立機関です。

本県では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた静岡県文化プログラムの中で、まちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業など社会の様々な分野と文化芸術を結び付けて社会課題への対応や地域の活性化を目指す住民主体の創造的な活動を支援して実績を上げました。アーツカウンシルしづおかは、この支援の仕組みを継承しているところに、他のアーツカウンシルには見られない特徴があります。

アーツカウンシルしづおかは、令和3年に設置されたばかりですが、本計画の各重点施策の主体として、住民主体の創造的活動の支援、社会の様々な分野の担い手とアーティストとの連携、文化振興の主体となる組織への助言や提言など、アーツカウンシルしづおかの専門性を生かした先進的な取組を行っていきます。

【「演劇の都」構想の推進】

第4期計画期間中のS P A Cの活動は、海外公演や国内公演を着実に成功させるとともに、静岡県文化プログラムでは東京2020NIPPONフェスティバルの共催プログラムとして「アンティゴネ」を上演し、県域プログラムでは県民と創り上げる「忠臣蔵2021」を上演するなど、大きな存在感を表しました。また、演劇をはじめとする多くの舞台芸術イベントが文化プログラムとして実施され、文化芸術に占める舞台芸術の存在感の大きさは、本県の文化芸術の一つの特色ともなっています。

これを背景として、演劇をはじめとした舞台芸術をキーワードとした地域全体の活性化に向けて「演劇の都」構想を令和3年に策定しました。「演劇の都」構想は、本計画の重点施策と結び付く4つの柱「S P A Cの躍進」「県内舞台芸術の振興」「次世代の人材育成と風土の醸成」「「演劇の都」の拠点づくり」を掲げており、本構想の内容が本計画の重点施策に取り込まれる形となっています。

【ふじのくに文化教育プログラムの展開】

将来の本県を担う子どもたちが、様々な文化芸術に触れることで、豊かな感性や創造性を養うため、第4期計画では「子どもが文化と出会う機会の充実」を重点施策として子ども向け事業を充実させました。結果、県事業だけでも年間約9万人（令和元年度）の子どもに対して実施してきましたが、個別事業ごとに募集、実施するが多く、学校現場への周知が十分に図れず、実施校が偏るなど、まだ活用の余地が十分あります。

本計画では、基本目標で「子どもたちを感性豊かに育み」と掲げ、引き続き、子どもたちの育成に力を入れていきます。

そこで、子ども向け事業の全てを1つのプログラムとして体系付け、学校に「ふじのくに文化教育プログラム」として届けます。教員に対して学校カリキュラムの多様な選択肢を示し、また、個人参加事業の児童・生徒の参加勧奨につなげることで、効率的に参加者を増やし、次代の本県の文化芸術を担う人材の育成を学校現場との連携を密にして推進します。